



いま改めて「男女雇用機会均等法」を考える ～「均等法の母」赤松良子さんをしのんで～

2月上旬に、赤松良子さんの訃報が伝えられました。

赤松さんは、旧労働省（現厚生労働省）の官僚で、男女雇用機会均等法の成立に尽力された方です。その貢献から「均等法の母」と呼ばれています。退官後も、女性の地位向上のための団体を立ち上げる等の活動をされていました。

今回は、赤松さんをしのんで、「男女雇用機会均等法」の中身を今一度、取りあげます。

そもそも「男女雇用機会均等法」って？

職場において、性別を理由に差別されることがないように、男女ともに平等に扱うように定めた法律です（1986年施行。前身は勤労婦人福祉法）。

性別を理由とする
差別の禁止

こんなことが定められています



セクハラやマタハラなどのハラスメントの禁止と対策

妊娠・出産後の
女性労働者への
健康管理措置

労働者と事業者の
紛争が生じたときの
救済措置

法律に違反した事
業主に対する罰則

時代の変化に応じて、過去に数回の改正を経て現在の法律の形になっています。また、この法律では、性別を理由とした差別は禁止していますが、男女間の格差を是正するための取り組み（アファーマティブ・アクション）は認められていることは注目すべきポイントです。





心理的安全性

自分の意見や考え、気持ちなどを安心して表現できる状態のこと。

1999年にハーバード大学教授のエドモンドソンが提唱した心理学用語。

心理的安全性が高い組織の中やグループにおいては、他者から否定されたり、罰せられたりすることにおびえることなく発言・表現することができる。ひいては革新的なアイデアの創出や組織の活性化などにつながると期待されている。

ジェンダー平等の扉を開いた偉人紹介

Vol.15

ジェンダー平等に尽力した世界の偉人をご紹介します

エリザベス・C・スタントン (1815~1902)

アメリカ合衆国の社会活動家。

幼い頃から判事であった父に法律を学び、女性にとって法律が不公平であることを認識していった。その後、同じく活動家であった夫や知人等とともにアメリカの女性参政権獲得に尽力した。その功績から、「女性参政権の母」とも呼ばれる。晩年は全米女性参政権協会会長を務め、講演活動や執筆活動などにも注力した。

カムバック！心に残る一冊を紹介します



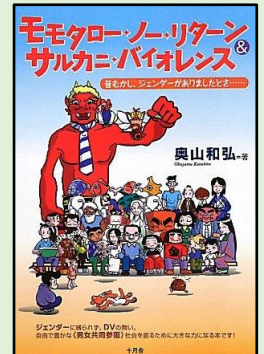
パレア松本の図書コーナーから、ちょっと気になる一冊をご紹介します。

『モモタロー・ノー・リターン&サルカニ・バイオレンス』

(奥山和弘著、十月舎、2011年)

誰もが知っている昔話「桃太郎」。“もし山に芝刈りに行くのがおばあさんだったら？”、“桃から産まれたのは男の子ではなく女の子だったら？”

桃太郎やさるかに合戦など、昔話の登場人物や設定を、男女の立場を入れ替えてみたらどうなるのか、ジェンダー平等の視点からとらえて読むことができます。男女の立場を入れ替えた作品は沢山ありますが、皆に馴染みのある昔話を題材にしているので、読みやすく面白いですよ！



編集後記

男女共同参画推進の業務を担当してかなりの年月が経っていますが、「言うは易く、行ふは難し」を痛感する日々です。男女格差や人権侵害というのは、最終的には人の心の中にある課題です。そして、改善のために努めても、すぐに結果が出にくい、目に見えにくいという特徴もあります。だからこそ、日々実践あるのみで、愚直にジェンダー平等を訴え、意識する毎日です。(大)

このニュースレターは、松本市公式ホームページでも見ることができます。

Facebook、X (旧 Twitter) もやっています！



<編集・発行>

松本市 人権共生課 (松本市女性センター)

〒390-0811

松本市中央 1-18-1 Mウイング3階

TEL 0263-39-1105 / FAX 0263-37-1153

✉ kyousei@city.matsumoto.lg.jp